	の提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項 ②　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援及び障害児相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組に資する都道府県と連携した取組に関する事項 ③　地域生活支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項 ④　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
七・八　（略）	（略）

別表第三

事項	内容
一～七　（略）	（略）
八　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項	次に掲げる事項に関し、人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組について、市町村との連携を含む方策を定めること。 ①　障害福祉サービス又は相談支援の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害福祉サービス又は相談支援の提供の確保とそれらの提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項及び目標 ②　障害児通所支援等の提供における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上、その業務に従事する者の確保及び資質の向上その他の質の高い障害児通所支援等の提供の確保とその提供のための安定した経営基盤の確立の双方の実現を図る取組の促進のために講ずる措置に関する事項及び目標 ③　地域生活支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置 ④　地域生活支援事業の実施における業務の効率化、質の向上その他の生産性の向上に資するために講ずる措置
九～十一　（略）	（略）

六・七　（略）	（略）

別表第三

事項	内容
一～七　（略）	（略）
八　指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九～十一　（略）	（略）